

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法令番号	平成7年法律第123号
手続名	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	根拠条項	第25条第2項

- 当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして  
国土交通省が定める基準（平成25年国土交通省告示第1062号）

審 査 基 準						

受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	日	